

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年12月3日 08時00分ごろ
発生場所	東京都青ヶ島村青ヶ島港 タカトウ四等三角点から真方位281° 800m付近 (概位 北緯32° 26.7′ 東経139° 45.5′)
事故の概要	貨物船第七十八鳳生丸 ^{ほうせい} は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七十八鳳生丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141677、鳳生汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスバウに亀裂 岸壁 コンクリート部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 潮流 北西流約5ノット(kn)
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、青ヶ島港の岸壁に左舷着けとする予定で約3.5knの速力（対地速力、以下同じ。）で岸壁に接近した際、船長が、主機を適宜後進とし、着岸しようとしたところ、右舷方からの潮流により岸壁に圧流され、危険を感じて機関を全速力後進としたものの、船首部が岸壁に衝突した。
分析	本船は、青ヶ島港の岸壁に左舷着けとする予定で着岸作業中、約5knの潮流がある状況下、船長が着岸作業を続けたことから、右舷方からの潮流により圧流され、船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、青ヶ島港の岸壁に左舷着けとする予定で着岸作業中、約5knの潮流がある状況下、船長が着岸作業を続けたため、右舷方からの潮流により圧流され、船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潮流の影響が大きい場合、流速が弱くなるまで着岸作業を見合わせる。